

医師及び歯科医師の処分件数（昭和46年度～平成17年3月）

区 分	医 師			歯 科 医 師			計		
	免許取消	業務停止	小 計	免許取消	業務停止	小 計	免許取消	業務停止	合 計
	件	件	件	件	件	件	件	件	件
医師法違反	2	38	40	1	1	2	3	39	42
歯科医師法違反	0	0	0	1	38	39	1	38	39
その他の身分法違反	0	48	48	0	3	3	0	51	51
薬事法違反	1	6	7	0	0	0	1	6	7
麻薬取締法違反	0	26	26	1	1	2	1	27	28
覚せい剤取締法違反	3	21	24	3	22	25	6	43	49
大麻取締法違反	0	7	7	0	18	18	0	25	25
殺人及び傷害	8	7	15	6	4	10	14	11	25
業務上過失致死(傷害)/車両	0	11	11	0	12	12	0	23	23
"/医療	0	50	50	0	3	3	0	53	53
猥 せ つ	12	31	43	5	21	26	17	52	69
贈 収 賄	0	57	57	2	11	13	2 (1)	68 (1)	70 (1)
詐 欺 ・ 窃 盗	3	55	58	2	10	12	5	65	70
文 書 偽 造	0	16	16	0	4	4	0	20	20
所得税法等違反	2	63	65	0	9	9	2 (1)	72 (1)	74 (1)
診療報酬の不正請求	0	98	98	0	54	54	0 (1)	152 (1)	152 (1)
そ の 他	16	39	55	2	9	11	18	48	66
計	47	573	620	23	220	243	70 (3)	793 (3)	863 (3)

(注) () 書きは、医師及び歯科医師の2つの免許取得者の再掲である。

行政処分是件数(年度別)
(医師)

(平成11年度～平成16年度)

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	合 計
医 師 法 違 反	3		1	2	3		9
その他身分法違反	1	3	1		6		11
薬 事 法 違 反							
麻 薬 取 締 法 違 反			1	2	1		4
覚せい剤取締法違反	3	4		1	(1) 3		(1) 11
大麻取締法違反		2				1	3
殺人及び傷害		(1) 1				2	(1) 3
業務上過失致死傷(車両)		2		1	3	2	8
業務上過失致死傷(医療)	2	1	4	8	7	6	28
猥 せ つ	3	(1) 5	(1) 2	(3) 12	(1) 4	(1) 5	(7) 31
贈 収 賄	1	6		1	6	2	16
詐 欺 ・ 窃 盗	3	7	5	(1) 4	4	2	(1) 25
文 書 偽 造	1	1	1		1		4
所得税法等違反		(1) 4					(1)
診療報酬の不正請求	1	4	4	1	3	1	14
診 療 報 酬 の 不 正 請 求	4	6	8	7	6	5	36
そ の 他		(3) 6	(1) 2	(2) 5		(2) 9	(8) 29
合 計	22	(6) 48	(2) 29	(6) 44	(2) 54	(3) 35	(19) 232

(注)上段()は、免許取消の件数であり、内数である。

行政処分の件数(年度別)
(歯科医師)

(平成11年度～平成16年度)

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	合 計
歯 科 医 師 法 違 反	2	1		2	1	1	7
そ の 他 身 分 法 違 反			1				1
薬 事 法 違 反							
麻 薬 取 締 法 違 反							
覚 せ い 剤 取 締 法 違 反		1	2	2	(1) 2	1	(1) 8
大 麻 取 締 法 違 反		2		1	3	1	7
殺 人 及 び 傷 害	(1) 1	(1) 1	(1) 1	(1) 1			(4) 4
業 務 上 過 失 致 死 傷 (車 両)			2	2	1	5	10
業 務 上 過 失 致 死 傷 (医 療)							
猥 せ つ		(2) 3	5	(1) 2	3	(1) 5	(4) 18
贈 収 賄						1	1
詐 欺 ・ 窃 盗	1	1	1			1	4
文 書 偽 造				2			2
所 得 税 法 等 違 反							
診 療 報 酬 の 不 正 請 求	3	3	4	3	11	8	32
そ の 他		1	1	1	(1) 1	2	(1) 6
合 計	(1) 7	(3) 13	(1) 17	(2) 16	(2) 22	(1) 25	(10) 100

(注)上段()は、免許取消の件数であり、内数である。

行政処分の件数(医業停止の期間別)

(医師)

(平成11年度～平成16年度)

	取 消	1月以上 6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 1年6月未満	1年6月以上 2年未満	2年以上 2年6月未満	2年6月以上 3年未満	3年以上 3年6月未満	3年6月以上 4年未満	4年以上 4年6月未満	4年6月以上 5年未満	5年	停 止 計	合 計
平成11年度		14	3	1	2			2					22	22
平成12年度	6	16	10	4	2	3		6				1	42	48
平成13年度	2	14	4	4	1		1	3					27	29
平成14年度	6	25	3	5	1	2		2					38	44
平成15年度	2	8	14	8	7	4		6	1	1		3	52	54
平成16年度	3	8	9	5	4	3		1		2			32	35
合 計	19	85	43	27	17	12	1	20	1	3		4	213	232

行政処分件数(医業停止の期間別)

(歯科医師)

(平成11年度～平成16年度)

	取 消	1月以上 6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 1年6月未満	1年6月以上 2年未満	2年以上 2年6月未満	2年6月以上 3年未満	3年以上 3年6月未満	3年6月以上 4年未満	4年以上 4年6月未満	4年6月以上 5年未満	5年	停 止 計	合 計
平成11年度	1	6											6	7
平成12年度	3	6	2	1	1								10	13
平成13年度	1	12			2			1				1	16	17
平成14年度	2	10			2							2	14	16
平成15年度	2	10	3	4	2			1					20	22
平成16年度	1	11	5	2	2	1		1		1		1	24	25
合 計	10	55	10	7	9	1		3		1		4	90	100

医業停止期間終了後の業務について

(医師)

平成14年12月31日現在

行政処分を受けた年度	総数	病院の 従事者	診療所の 従事者	その他の 従事者	無職の者	不詳
平成10年度	23	6	13			4
平成11年度	22	6	11			5
平成12年度	35	15	6	1	1	12
平成13年度	23	8	7	2	1	5
平成14年度	11	5	3			3
計	114	40	40	3	2	29

(医師)

平成14年12月31日現在

医業停止期間	総数	病院の 従事者	診療所の 従事者	その他の 従事者	無職の者	不詳
6か月未満	65	25	26		1	13
6か月以上1年未満	23	6	8	3	1	5
1年以上1年6か月未満	12	5	2			5
1年6か月以上2年未満	5	1	2			2
2年以上3年未満	6	2	2			2
3年以上4年未満	3	1				2
4年以上5年未満						
計	114	40	40	3	2	29

(医師)

平成14年12月31日現在

区分	総数	病院の 従事者	診療所の 従事者	その他の 従事者	無職の者	不詳
医師法違反	5	1	3			1
その他の身分法違反	6		5			1
薬事法違反						
麻薬取締法違反	3		1			2
覚せい剤取締法違反	7	3	3			1
大麻取締法違反	2		1			1
殺人及び傷害						
業務上過失致死(傷害)／車両	3	2				1
業務上過失致死(傷害)／医療	13	7	5			1
猥せつ	13	7	6			
贈収賄	8	6	2			
詐欺・窃盗	8	3	1			4
文書偽造	2	1				1
所得税法等違反	14	5	5			4
診療報酬の不正請求	26	2	8	3	2	11
その他	4	3				1
計	114	40	40	3	2	29

注1) 医政局医事課調べ

注2) 表は、平成10年度から平成14年度までに医業停止処分を受けた医師のうち、平成14年12月31日までに医業停止期間が終了した医師について、その業務内容(平成14年12月31日現在)を示したものの。

歯科医業停止期間終了後の業務について

(歯科医師)

平成14年12月31日現在

行政処分を受けた年度	総数	病院の 従事者	診療所の 従事者	その他の 従事者	無職の者	不詳
平成10年度	14		8			6
平成11年度	6		2			4
平成12年度	10		6			4
平成13年度	13		10			3
平成14年度	3		1		1	1
計	46		27		1	18

(歯科医師)

平成14年12月31日現在

医業停止期間	総数	病院の 従事者	診療所の 従事者	その他の 従事者	無職の者	不詳
6か月未満	36		23		1	12
6か月以上1年未満	4					4
1年以上1年6か月未満	3		2			1
1年6か月以上2年未満	2		2			
2年以上3年未満	1					1
3年以上4年未満						
4年以上5年未満						
計	46		27		1	18

(歯科医師)

平成14年12月31日現在

区分	総数	病院の 従事者	診療所の 従事者	その他の 従事者	無職の者	不詳
歯科医師法違反	6		2		1	3
その他の身分法違反	2		2			
薬事法違反						
麻薬取締法違反						
覚せい剤取締法違反	5		3			2
大麻取締法違反	2					2
殺人及び傷害						
業務上過失致死(傷害)／車両	3		2			1
業務上過失致死(傷害)／医療	1		1			
猥せつ	9		6			3
贈収賄						
詐欺・窃盗	2		2			
文書偽造						
所得税法等違反	2		1			1
診療報酬の不正請求	12		7			5
その他	2		1			1
計	46		27		1	18

注1) 医政局医事課調べ

注2) 表は、平成10年度から平成14年度までに歯科医業停止処分を受けた歯科医師のうち、平成14年12月31日までに歯科医業停止期間が終了した歯科医師について、その業務内容(平成14年12月31日現在)を示したものの。

米国における医師に対する処分と再教育について

(概要)

米国では州毎に設立された Medical Board にて医師免許の管理がなされているが、州医事当局の全米連合組織 (Federation of State Medical Boards) が各州医師法 (Medical Practice Act) の標準を以下のように示している。

1. 処分対象となる行為 (例示)

- 著しく誤った医療行為、著しい注意義務違反
- 資格を要する医療行為を無資格者にさせること
- 応召義務を患者の人種や国籍により果たさないこと
- 資格の認める範囲を超えた医療行為
- 許可なく医療情報を漏洩すること
- 犯罪への関与
- 医療情報の不適切な取り扱い
- 性的・身体的暴行
- 救急患者の救護義務違反
- 不必要または許可に基づかない医療行為
- アルコールや薬物の影響下での医療行為

等 42 種類の行為

2. 処分内容 (例示)

- 免許取消 (revocation)
- 免許停止 (suspension)
- 保護観察 (probation)
- 資格制限 (limitation)
- 戒告 (censure)
- 教育、訓練プログラムの受講 (satisfactory completion of an educational program)
- 罰金 (fine)

等 12 種類の処分

(出典) A Guide to the Essentials of a Modern Medical Practice Act,
Federation of State Medical Boards of the United States

米国ニューヨーク州における処分と再教育について

(概要)

年間処分の内訳 (2001 年)

※州医師数は 1998 年現在 70,257 名
(2000 年全米国勢調査)

自主的免許返納 (surrender)	97
免許取消 (revocation)	33
免許停止 (suspension)	101
保護観察 (probation)	32
戒告 (censure and reprimand)	44
失踪 (dismiss)	18
合計	325

処分理由

医療と直接関わりのない事案 (窃盗や飲酒運転) から医療と関係のある事案 (医療過誤や不適切な医療記録等) まで多岐にわたる

再教育

以下のように再教育に類する処分が行われている例がある。

- 指導医 (特定分野の専門医等) の監督の下で一定期間の診療を義務づける場合がある。
- 定期的に、医療内容あるいは生活内容の報告を義務づける場合がある。
- 随時、医事委員会(State Medical Board)の訪問により診療記録等の査察を行う場合がある。
- 保護観察や免許停止の処分と同時に、分野 (医療倫理、医療記録作成、特定の診療分野) を指定し講習することを求めることがある。その場合は被処分者が適切な講習を探し、事前に医事委員会の承認を得る必要がある。
- 社会奉仕活動を義務づける場合がある。
- 戒告等の軽度の処分では再教育に類する処分を含まない場合もある。

その他

- 処分に係る詳細 (被処分者氏名・住所、事由、処分内容等) は公表され、インターネットにより任意の医師の処分の有無と処分内容を検索することができる

(出典) New York State Department of Health, Office of Professional Medical Conduct

(事例)

事例1) 医療に係る文書偽造(保険不正請求への関与)に係る処分

- 3年間の医業停止(suspension)
- 罰金(fine)5,000ドル
- 処分日から1年以内の職業倫理に係る生涯教育講座受講(内容については、医事委員会(State Medical Board)の事前承認を受けること)

事例2) 患者との不適切な性的関係に係る処分

- 自主的免許返納(surrender)と免許再申請しないことへの同意
- (再教育プログラム等の条件なし)

事例3) 医療過誤(著しい注意義務違反: Gross Negligence)

- 1年間の医業停止(suspension)
- 処分日から1年以内に100時間の貧困地域におけるボランティア
- 処分日から1年以内に医療倫理と医療記録作成・保存に関する講習受講(内容については、医事委員会の事前承認を受けること)
- 処分日から1年以内に耳鼻咽喉分野の講習受講(内容については、医事委員会の事前承認を受けること)
- 医業再開後、3年間の保護観察(probation)
 - 四半期毎の医事委員会への近況報告

事例4) 再免許(医療過誤による免許取消処分後の免許申請)

- 3年間の保護観察(probation)
 - 医事委員会の事前承認を受けた内科ないし家庭医学専門医の指導下での診療
 - 医事委員会による不定期の査察の受け入れ
 - 四半期毎の医事委員会への訪問及び近況報告
 - 年間25単位の生涯教育講座受講(一般医学分野)

事例5) 飲酒運転

- 戒告(censure and reprimand)
- (再教育プログラム等の条件なし)

事例6) 窃盗

- 3年間の医業停止(suspension)及び同時期の保護観察(probation)
- 半年毎の医事委員会への近況報告
- 処分日から1年以内の職業倫理講習受講(内容については、医事委員会の事前承認を受けること)

英国における医師に対する処分と再教育について

○ 英国における 2 種類の医師の処分

1. 免許管理者 (General Medical Council ; GMC) による処分
 - ※GMC とは法 (Medical Act of 1858) によって定められた医師免許を管理する組織。医師免許の発行、更新および免許にかかる処分等を行う。
2. 病院管理者 (National Health Service Trusts ; NHS Trusts) による業務一時停止処分。(Suspension)
 - ※NHS Trusts とは、公的医療サービス提供を管理する組織で地域及びサービスの種類 (入院、救急、精神など) 毎に設置されている。

○ GMC による処分と再教育について

- 2004 年 11 月より、新指針に基づく処分と再教育制度を開始
 - ・ 処分：新指針により以下の 4 つの処分基準を示す
 - 戒告 (Reprimand)
 - 条件付免許 (Conditional Registration ; 最長 3 年)
 - 停止 (Suspension ; 最長 12 ヶ月)
 - 取消し (Erasure)
 - ・ 再教育：新指針により以下の事項を規定 (別紙参照)
 - 再教育担当者の役割
 - 再教育を実施すべき事例とそうでない事例の明確化

○ NHS Trusts による処分と再教育について

- 2003 年に監査機関 (National Audit Office: NAO) が NHS Trusts の医師処分・再教育手続きの改善を勧告した。それを受けて同年、保健省 (Department of Health: DoH) が問題医師処分のありかたの枠組みを発表。2004 年 4 月より施行された。その骨子は；
 - ・ 処分手続の明確化
 - ・ 医療安全庁 (National Clinical Assessment Agency: NCA) との連携による処分医師の再教育
 - NCA は再教育の必要性を検討し、必要な場合には生涯教育・卒後教育の責任者 (Postgraduate Deans) および学会 (Royal Colleges) と連携し再教育を推進する。

(出典)

Indicative Sanctions Guidance for the Professional Conduct Committee: General Medical Council, 2004

GMC Guidance on Making Referrals for Educational Intervention to the Postgraduate Dean and GP Director, General Medical Council, 2004

英国 GMC の行政処分医師再教育指針について

GMC (General Medical Council)は医師の処分に伴う再教育の指針の中で以下のよう
に記述している。

○ 再教育の目的

再教育の目的は、医師が適切な診療能力 (Good Medical Practice) を備える
ことにより患者を守ることにある。処分された医師への制裁や処罰ではない。

○ 再教育が適する事例と適さない事例

① 適する事例

- ・ 処分を受けた医師が問題点を直視し、正そうと努力していること
- ・ 医師の診療行為の中に、再教育を必要とする分野が同定できること

② 適さない事例

- ・ 根深い倫理上の問題 (Deep-seated ethical shortcomings)
- ・ 不誠実であること (Dishonesty)
- ・ 医師-患者関係における優越的立場の濫用
(Abuse of the doctor/patient relationship)

○ 再教育の手順：個々の事例により異なるが通常次のような手順をとる。

- ① GMC が再教育監督者^(※)に委託する。その際には以下の点を明確にする。
 - ・ 再教育内容
 - ・ 医師が診療に復帰するためには、どのような進歩があるべきか
- ② 再教育監督者は指導者を選定し、指導者が評価レポートを監督者に提出する。
- ③ 再教育監督者は、指導者による再教育進捗状況を把握するに加えて、以下の役割を期待されている。
 - ・ 進路相談 (Careers advice)
 - ・ 履歴書・身上書の作成を助け、新たな雇用先を確保しやすくする
 - ・ 自己洞察を促す
 - ・ 非臨床分野への道が適するか検討を促す
 - ・ 再出発の支援者を探す
 - ・ 再教育の具体的課題を助ける

(※) 英国においては、医師の生涯教育・卒後教育の責任者 (Postgraduate Deans と General Practice Directors) が各地域ごとに任命されている (各地域に 1 名ずつ)。処分医師の再教育は免許管理者たる GMC の委託に基づき Postgraduate Deans と General Practice Directors が監督者となる。

(出典) Indicative Sanctions Guidance for the Professional Conduct Committee